

厚岸町条例第30号

厚岸町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年9月19日

厚岸町長 三浦 克宏

厚岸町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

厚岸町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和2年厚岸町条例第34号）の一部を次のように改正する。

第8条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第11条中「541円31銭」を「586円88銭」に、「88,900円」を「85,100円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の厚岸町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。